

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第37回理事会議事次第（案）

日時：令和7年9月9日（火）14:00～16:30

場所：WEB 会議

（事務局：県庁会議室予定）

1 開会

出席者数の確認、議事録署名人の選出

2 議事

（1）沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約等の改正について

- ①沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約
- ②沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則
- ③沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則
- ④沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則

（2）令和7年度総会の開催について

※例年では議案書の審議を行っていましたが、報告事項等の作成、令和7年度予算の作成及び令和6年度決算とその監査を行う必要があることから、議案書審議は総会までにメーリングリストでの審議を行うこととし、総会の大まかな開催日時（平日の日中開催でもよいか など）や開催方法について意見交換をさせていただきたいと考えています。

（3）その他

2025 年 3 月 20 日 8 月 20 日一部修正 鹿熊信一郎

1. できるだけ簡素化する。令和 7 年度からと、予算がなくなる令和 9 年度からの 2 段階
事務局業務の委託廃止は令和 8 年度から実施できないか令和 7 年度中に検討
2. できるだけ経費が少なくなるようにする。
3. できるだけ事務局業務を減らす。
4. できるだけメール、WEB で行い郵送をなくす（選挙、総会も）。
5. できるだけ会員の交流の機会を維持する。
会場費・旅費なしのハイブリッド交流会など
6. 理事の数を減らす。
現行の 20 名以内から、令和 8 年度の総会から会長、副会長を含め 5 名にする。
選挙までに理事会で協議して決定し、5 名は必ず立候補する。
(阿部さんの 1 年後理事辞任はこれで解決)
7. 幽霊会員は、権利停止の 1 年後に資格を喪失する。
8. 理事会はすべてメーリングリストで。
9. 委員会はなしにする。実行委員会は随時置ける。
10. 令和 8 年度の総会から原則書面開催とし、議決事項を大幅に減らす。
令和 9 年度以降は、大幅に組織（名称も）を変え、総会をやらない可能性も検討する。
12. できていない「公開」の条項削除。
13. 細かい点で、事務局長、会費など削除。
14. 寄付金等細則で、企画委員会でなく理事会が承認。
15. 選挙細則で、事務は選挙管理実行委員会が管理する。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約等変更の重要点

2025 年 8 月 19 日 鹿熊信一郎

1. R7 の総会では解散、休眠はしない。---理事会で確認。
2. 理事の数を減らす。20 名から会長、副会長を含め 5 名に。R8 の選挙で実施。
3. 理事会、総会、選挙はできるだけ WEB で。R7 の総会はハイブリッド。
4. 基本的にサンゴ礁 week（予算ほぼ 0）以外の活動は行わない。
多額の寄付があったときは理事会で検討
5. 委員会は廃止。実行委員会は随時置く（規約および理事会で決定）。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約

第1章 総則

【 設置 】

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

【 名称 】

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。~~協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。~~

【 対象区域 】

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）~~及び奄美群島まで~~とする。

第2章 目的及び活動

【 目的 】

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

【 活動 】

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

(1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。

~~(2)~~ 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。

~~(2)(3)~~ サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。

~~(3)(4)~~ ~~会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。~~
その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

【 入会 】

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を[運営事務局](#)に提出し、[理事会の承認をもって](#)会員となる。

【 権利の停止 】

第 7 条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。
協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が 2 年間続けてない場合をいう。

【 退会 】

第 8 条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

【 除名 】

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2)規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

【 会員資格の喪失 】

第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散

(4) 除名

(4)(5) 権利の停止後、1 年間権利復帰の意思表示がないとき

第 4 章 役員等

【 役員 】

第 11 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理事 205 名以内 (会長、副会長含む)。ただし、令和 8 年度の総会までは 16 名。
- (4) 監査役 2 名

【 役員の選任 】

第 12 条 役員は、以下の方法で選出する。

- (1) 会長は会員の中から互選により選出する。
- (2) 副会長は会員理事の中から会長が指名する。
- (3) 理事 18-4 名は会員の中から互選により選出する。ただし、令和 8 年度の総会までは 15 名。

~~(4) 会長が特に必要と認めたときは、会員の中から 2 名以内の理事を指名することができる。~~

(4) 監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

(5) 役員の選挙は電子メールにより実施する。

【 役員の任期 】

第 13 条 役員の任期は選出から ~~23~~ 年後の総会までとする。但し、~~平成 26~~令和 7 年 ~~12~~ 月 ~~13~~22 日に選出される~~る~~た役員の任期については、~~平成 28~~令和 8 年度に開催される総会までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠~~又は増員~~により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。

~~3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する会長の了解をもって辞任できる。~~

【 役員の職務 】

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 5 章 総会、理事会、実行委員会等

【 総会 】

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度開始後~~3~~5ヶ月以内に原則書面にて開催する。ただし、必要に応じて対面、オンライン開催も可能とする。

3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。

4 総会は会長が招集し、~~総会の議長は、会員の中から選出する会長が務める。~~

【 総会の議決事項 】

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 規約の制定または変更

~~(2)(1) 事業報告及び収支決算~~

~~(3)(1) 事業計画及び収支予算~~

~~(4)(2) 役員の選任~~

~~(5)(3) 除名~~

~~(6)(4) 解散~~および及び休止

~~(7)(5) その他理事会において必要と認めた事項~~

【 総会の議決方法 】

第 17 条 総会は~~オンライン (WEB 会議、電子メール) による開催を可能とし、~~会員の

4分の1過半数以上の出席意思表示により成立する。

2 会員は総会において、各1票の議決権を有する。~~但し、前条第5号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。~~

3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 ~~総会に出席できない~~会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。

5 総会の成立要件である会員の4分の1過半数以上とは、会員の総数から、第7条第2項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

~~6 総会はWEBまたはWEBと対面のハイブリッドで開催できるものとする。~~

【 理事会 】

第18条 理事会は、必要に応じて開催し、会長、副会長、理事、事務局長により構成する。

2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。

3 理事会の議事は、出席者（事務局を除く）の5-2-3-2分の3+1-3以上により決する。同数の場合は会長が決する。同数の場合は会長が決する。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

5 理事会に出席できない構成員は、所定の様式により他の出席者へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

【 理事会の議決事項 】

第19条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 事業計画及び収支予算

(2)(4) 総会が議決した事項の執行に関すること。

(3)(5) 諸規則の制定及び改廃に関すること。

(4)(6) その他会長が必要と認める事項

【 実行委員会 】

第20条 会長は、協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な実行委員会を随時置くことができる。

2 実行委員会は、会員の有志及び会員以外のオブザーバーにより構成される。理事会の議を経て総会の議決により設置する。

3 会長は、役割を終えた実行委員会を随時解散することができる。—3—委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

~~【 委員会の運営等 】~~

~~第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。~~

~~2 委員会は会員の有志により構成される。~~

~~3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。~~

~~4 委員会の運営は当該委員会の細則による。~~

~~【 委員会の解散 】~~

~~第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。~~

~~2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。~~

~~【 公開 】~~

~~第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。~~

~~2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。~~

~~3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。~~

~~協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。~~

第 6 章 運営事務局事務局

【 運営事務局事務局 】

第 ~~24~~21 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局事務局を沖縄県環境部—自然保護課に設置する。

~~2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。~~

~~3 事務局長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。~~

~~4~~2 運営事務局事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

~~防止に努め、適正に管理する。~~

【 運営事務局事務局の所掌事務 】

第 ~~25~~条 運営事務局事務局は、次に掲げる事務を行う。

第 15 条に規定する総会、第 18 条の理事会及び~~第 20 条の委員会~~の議事・進行に関する事項
その他協議会が付託する事項

第 7 章 補足

【 経費 】

第 ~~26~~23 条 この協議会の経費は、~~会費、~~寄付金及びその他の収入をもってあてる。

【 寄付金等 】

第 ~~247~~ 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、第 ~~4518~~ 条に規定する 総会の出席会員理事会 の合意を得るものとし、運営事務局事務局 は毎年度末に 協議理事会 へ収支報告を行う。

【 会計年度 】

第 ~~258~~ 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

~~【 運営細則 】~~

~~第 29 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に理事会において規定する。~~

【残余財産の帰属】

第 ~~2630~~ 条 この協議会が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 12 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 17 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 6 月 16 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 7 月 6 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 7 月 2 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 月 日から施行する。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則

(目的)

第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第247条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

(寄付金等の受け入れ)

第3条 企画委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

(受け入れの制限)

第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- (1) 寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- (2) 寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- (3) 寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- (4) 寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

(寄付金等の使途)

第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- (1) 協議会の運営
- (2) 総会で承認された活動計画
- (3) その他サンゴ礁の保全に関すること

(使途の指定)

第6条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかったときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

(管理)

第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

~~第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。~~

- ~~2 企画委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。~~

附則

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 12 月 18 日から施行する。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則

第 1 条 本細則は沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第 11 条、12 条、13 条、14 条に基づき、役員の選出に関する手続を定める。

第 2 条 本細則の役員とは、規約第 11 条に定める役職に就く者をいう。

第 3 条 選挙に関する事務は選挙管理~~実行~~委員会が管理する。

2 選挙管理~~実行~~委員会は 5 名以内の選挙管理委員で構成し、理事会によって会員の中から選出する。

第 4 条 選挙管理~~実行~~委員は次の事業を行う。

選挙の公示。

立候補者の受付と発表。

投票および開票に関する事務。

当選の確認と発表。

その他選挙管理に必要な事項。

~~第 5 条 役員は、規約第 12 条に定めるところにより、会員の中から選出される。~~

第 ~~6~~5 条 会員は役員の選挙に際し、立候補者となることができる。団体として会員となっている場合は、団体を立候補者と見なし、その組織の代表者もしくは担当者のいずれか 1 名が立候補者となることができる。立候補者は自薦・他薦を問わない。自薦の場合は立候補者名を、また他薦の場合は推薦候補者名と推薦者名を、候補者の承諾書とともに選挙管理~~実行~~委員会に所定の期間内に届け出なければならない。選挙管理~~実行~~委員会は立候補者名を明示した投票用紙を作成する。

第 ~~7~~6 条 立候補者以外の会員も被選挙権をもつ。団体として会員となっている場合は、その組織の代表者もしくは担当者のいずれか 1 名が被選挙権を持つ。

第 ~~8~~7 条 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の 22 日前に在籍する会員によって選出する。ただし、当該選挙資格が、投票期間の最終日において、会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。

第 ~~9~~8 条 会長の選出は次の方法による。

会長の選挙は、会員の単記無記名投票によって行う。

会長の当選者は、最多得票の者とする。

最多得票の者が複数の時は抽選による。

~~第10条 副会長の選出は次の方法による。~~

~~副会長は会員理事の中から会長が指名する。~~

第 ~~11~~9 条 理事の選出は次の方法による。

理事 ~~18~~4 名の選挙は、会員の連記無記名投票によって行う。

~~理事の定数は規約第11条に基づき会員数に応じて、理事会において決定される。~~

理事の当選者は、得票数の多い順に ~~その定数だけ~~ 決定する。

同じ得票の当選該当者が複数の場合は、抽選による。

~~会長が特に必要と認めたときは、会員の中から2名以内の理事を指名することができる。~~

~~第12条 監査役の選出は次の方法による。~~

~~監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。~~

~~第1310条 複数の役員に選出された場合には、会長、副会長、監査役、理事の順で優先される。~~

第 ~~141~~10 条 ~~第1310条の場合、もしくは~~役員選挙に当選したものが役員を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

~~第1512条 役員に欠員が生じた場合は、次点の者を順次繰り上げ当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。~~

~~2 役員欠員とは、退会、死亡および本人から会長宛辞任申し出があり、総会で承認された場合をいう。~~

第 ~~131~~6 条 開票は投票期間終了後速やかに行われ、選挙結果は速やかに当選者に通知される。

2 選挙結果は総会で報告され、承認を得る。

第 ~~142~~7 条 役員を選出に当たって、規約および本細則に定めのない事項については、選挙管理 実行委員会の権限に属するものとする。

附則

本細則は2008年10月30日から施行する。

本細則は2012年4月19日から施行する。

本細則は2014年4月23日から施行する。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則

第1条 会長は本協議会理事会メーリングリスト（以下「ML」）の議長を務める。

第2条 理事会の構成員は本協議会の運営に必要と思われる事項について、「提案・表決・意見」することができる。

2 構成員は、提案・表決・意見等の審議方法について件名で区別しなければならない。

3 一つのメールで扱う提案は一件、又は関連性の強い提案内容にとどめる。

~~4 発案日は、原則として月曜日とする。ただし、前もって行う場合などは、メールの件名に日付（メール発信後の最初の月曜日の日付）を記載するものとする。~~

第3条 提案の審議期間は、特に定めない場合は7日間とする。

第4条 別に決裁の方法を定めた事項がなく、起案から7日を以て提案について審議がないものは、議長がこれを決裁し評決に付すものとする。

第5条 提案が評決に付される場合は、理事会の構成員の~~3~~1/~~5~~2以上の賛成を持って可決とする。~~ただし、その場合は、理事会の構成員の過半数の表決を必要とする。~~

第6条 理事会の構成員は評決に際し、可否の表明を行う。可否の表明をせず、表決を議長又は他の理事に委任したい者はその旨を表明する。

第7条 期間中に意思の表明のない理事会構成員に対しては、表決を行う理事会構成員の総数に含めない。

第8条 事情により ML の閲覧や投稿ができなくなった理事会構成員は事務局へ電話等により速やかに連絡をする。

第9条 可否同数の場合は議長の決裁とする。

附則

この細則は平成 23 年 12 月 19 日から施行する。